保険業法 (平成七年法律第百五号)

一〜三(略) 2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならなり。 第二十二条 (略) (定款)		第十章の二・第十一章(略)第二章七十一条の二の四)	第四節 保険契約者保護機構の行う資金援助等	条)	第三節 合併等の手続の実施の命令等 (第二百五十六条 第二百五十八五条の五)	1-1	第一款・第二款 (略)	第二節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等第一節 契約条件の変更(第二百四十条の二)第二百四十条の十三)	第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等	第一章~第九章 (略)	第二編 保険会社等	第 編 (略)	目次	改正案
	附則 第三編~第五編 (略)	第十章の二・第十一章(略)第二館、雑貝(第二百七十一条・第二百七十一条の二の匹)	第二節 保険契約者保護機構の行う資金援助等	十八条)	第一節の二(合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六条)第二百五	製料	第一款・第一款(略)第一款・第一款・第一款・第一款・第一款・第一款・第一款・第一款・第一部では、第一部部では、第一語には、第一語には、第二語には、第二語には、第二語には、第二語には、第二語には、注:は、注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:	第一節 業務及び材産の管理等に関する内閣総理大豆の処分等	第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等	第一章~第九章 (略)	第二編 保険会社等	第 編 (略)	目次	現行

兀 基金(第五十六条の基金償却積立金を含む。)の総額

平九(略)

3 4 (略)

(委員会等設置相互会社)

第五十二条の三 (略)

(略)

二十一条の六第二項中、この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、保 四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項各号 む。)」と、商法特例法第二十一条の七第三項第九号及び第十二号中「商法」 るのは「子会社 (保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六 規定する社外取締役をいう。以下同じ。)」と、同条第七項中「子会社」とあ 取締役」とあるのは「社外取締役(保険業法第二十七条第二項第三号の二に と、商法特例法第二十一条の八第二項中「この法律」とあるのは「保険業法 項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)」とあるのは「決定」 項第二十二号中「決定(その委員会試設置会社において商法第四百八条第一 法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同 三号、第十四号及び第十五号中「商法」とあり、並びに同項第十四号中「同 の営業全部の譲受けを行つ場合を除く。)」とあるのは「決定」と、同項第十 同項第十一号中「商法第二百四十五条第一項各号」とあるのは「保険業法第 とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、 険業法又は同法に基づく命令 (同法において準用するこの法律の規定を含 (第二号を除く。)」と、「決定 (同項の株主総会の決議によらずに他の会社 (同法において準用するこの法律の規定を含む。)」と、同条第四項中「社外 前項前段の規定により商法特例法を準用する場合において、商法特例法第

> 匹 基金の総額

平九 (略)

3・4 (略)

第五十 | 条の三 (委員会等設置相互会社)

(略)

2 (略)

3

二十一条の六第二項中、この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、保 るのは「子会社(保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六 規定する社外取締役をいう。以下同じ。)」と、同条第七項中「子会社」とあ 取締役」とあるのは「社外取締役(保険業法第二十七条第二項第三号の二に 項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)」とあるのは「決定 法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同 四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項各号 とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と む。)」と、商法特例法第二十一条の七第三項第九号及び第十二号中「商法」 険業法又は同法に基づく命令 (同法において準用するこの法律の規定を含 と、商法特例法第二十一条の八第二項中「この法律」とあるのは「保険業法 項第二十二号中 「決定 (その委員会等設置会社において商法第四百八条第一 の営業全部の譲受けを行う場合を除く。)」とあるのは「決定」と、同項第十 同項第十一号中「商法第二百四十五条第一項各号」とあるのは「保険業法第 三号、第十四号及び第十五号中「商法」とあり、並びに同項第十四号中「同 (同法において準用するこの法律の規定を含む。)」と、同条第四項中「社外 (第二号を除く。)」と、「決定 (同項の株主総会の決議によらずに他の会社 前項前段の規定により商法特例法を準用する場合において、商法特例法第

準用する商法第二百八十条ノ十五第一項」と、「第三百八十条第一項」とあ 第二百六十六条第七項から第十六項まで」とあるのは「保険業法第五十一条 十一条の十七第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「商法 は「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二 又は第四十九条において準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるの 第一項」と、同条第七項第三号中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条 並びに保険業法第百八十三条第一項において準用する商法第四百二十八条 「保険業法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十五条第一項 第一項」と、「第四百十五条第一項及び第四百二十八条第一項」とあるのは るのは「保険業法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百八十条 百七十四条ノ二十八第一項」とあるのは「保険業法第六十条第五項において 十三条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条ノ十二第一項、第三 るのは「及び第二百五十二条」と、「第二百八十条ノ十五第一項、第三百六 商法特例法第二十一条の十四第六項中「商法」とあるのは「保険業法第四十 十三第二項中「商法第百八十八条」とあるのは「保険業法第二十七条」と、 業法第五十二条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の 同じ。)」と、商法特例法第二十一条の十第七項中「商法」とあるのは「保険 るのは「電磁的記録(保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下 第二項において準用する商法」と、同条第五項第二号中「電磁的記録」とあ 二十一条の九第二項及び第六項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条 条の二第四項に規定する連結子会社をいつ。以下同じ。)」と、商法特例法第 とあるのは「連結了会社(保険業法第五十九条第一項において準用する第一 十条ノ四第七項に規定する子会社をいう。 以下同じ。)」と、「連結子会社」 一条又は第四十九条において準用する商法」と、「、第二百五十二条」とあ |項において準用する商法第||百六十六条第七項から第十六項まで (第七

及び第十一項を除く。)」と、同条第五項中「商法第二百六十六条第十九項」 百十五条第一項及び第四百二十八条第一項」とあるのは「保険業法第百七十 第二項において準用する商法」と、同条第五項第二号中「電磁的記録」とあ 条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下同じ。)」と、商法特例法第 項第三号中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条におい 百七十四条ノ二十八第一項、第二百八十条第一項」とあるのは「保険業法第 十二条第一項、第三百七十二条第一項、第二百七十四条ノ十二第一項、 十二第二項中「商法第百八十八条」とあるのは「保険業法第二十七条」と、 業法第五士 | 条第| 項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の 同じ。)」と、商法特例法第二十一条の十第七項中「商法」とあるのは「保険 るのは「電磁的記録(保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。 以下 二十一条の九第二項及び第六項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条 とあるのは「連結子会社(保険業法第五十九条第一項において準用する第 る商法第二百六十六条第七項から第十六項まで (第七項第三号、第十項後段 から第十六項まで」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用す 条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十七第二項中 て準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるのは「保険業法第五十一 八十三条第一項において準用する商法第四百 | 十八条第一項」と、同条第七 六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項」と、「 第四 るのは「及び第二百五十二条」と、「第二百八十条ノ十五第一項 商法特例法第二十一条の十四第六項中「商法」とあるのは「保険業法第四十 十条ノ四第七項に規定する子会社をいつ。 以下同じ。)」と、「連結子会社」 「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第七項 三条第一項において準用する商法第四百十五条第一項並びに保険業法第百 一条又は第四十九条において準用する商法」と、「、第二百五十二条」とあ 第三百六

ときは、総代の総数)」と、商法特例法第二十一条の二十二第三項中「株式 条第二項中「総株主の議決権」とあるのは「社員総数(総代会を設けている 法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同 法」と、商法特例法第二十一条の二十一第一項中「商法」とあり、及び「同 あるのは「支払又は償却若しくは分配」と、商法特例法第二十一条の二十第 第二項」と、「株主」とあるのは「基金の拠出者又は社員」と、「配当等」と は第二百九十三条ノ五第三項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項文は 払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又 規定する全銭の分配(以下「配当等」という。)」とあるのは「基金利息の支 例法第二十一条の十九中「利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に と、「配当の額」とあるのは「支払又は償却若しくは分配の額」と、商法特 項第二号中「配当をした」とあるのは「支払又は償却若しくは分配をした」 「配当がされた」とあるのは「支払又は償却若しくは分配がされた」と、同 とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)において」と、 基金の償却若しくは剰余金の分配」と、同項第一号中「取締役会において」 条第一項又は第二項」と、「利益の配当」とあるのは「基金利息の支払又は の十八第一項中「商法第二百九十条第一項」とあるのは「保険業法第五十五 七項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。)」と、商法特例法第二十一条 条第二項において準用する商法第二百六十六条第七項から第十七項まで(第 法第二百六十六条第七項から第十七項まで」とあるのは「保険業法第五十一 は「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第六項中「商 する商法第二百六十六条第十九項 (第三号を除く。)」と、「同法」とあるの 百六十六条第十九項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用 項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。)」と、同条第五項中「商法第二 一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商

権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証 と、商法特例法第二十一条の二十二第二項中「株式申込証の用紙、新株引受 償却若しくは分配」と、商法特例法第二十一条の二十第一項中「商法」とあ 用する商法第二百六十八条第七項から第十七項まで(第七項第二号、第十項 条第二項において準用する商法」と、同条第六項中「商法第二百六十六条第 条第十九項 (第三号を除く。)」と、「同法」とあるのは「保険業法第五十一 とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六 の議決権」とあるのは「社員総数(総代会を設けているときは、総代の総数)」 険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第二項中「総株主 第二十一条の二十一第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保 とあるのは「基金の拠出者又は社員」と、「配当等」とあるのは「支払又は しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又は第二百九十三条ノ あるのは「支払又は償却若しくは分配がされた」と、同項第二号中「配当を 余金の分配」と、同項第一号中「取締役会において」とあるのは「社員総会 と、「利益の配当」とあるのは「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰 法第二百九十条第一項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項又は第二項」 るのは 「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、 商法特例法 五第三項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項文は第二項」と、「株主」 九中「利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配 あるのは「支払又は償却若しくは分配の額」と、商法特例法第二十一条の十 した」とあるのは「支払又は償却若しくは分配をした」と、「配当の額」と 後段及び第十一項を除く。)」と、商法特例法第二十一条の十八第一項中「商 七項から第十七項まで」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準 (以下「配当等」という。)」とあるのは「基金利息の支払又は基金の償却若 (総代会を設けているときは、総代会)において」と、「配当がされた」と

以下同じ。)」と、商法特例法第二十一条の二十八第二項第一号中「第十三条 準用する商法」と、商法特例法第二十一条の二十七第三項中「商法」とある いて準用する第十六条第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは「保険業 十八条第二項から第四項まで」とあるのは「保険業法第五十九条第一項にお する第十四条第三項第一号」と、商法特例法第二十一条の三十一第三項中「第 十四条第三項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用 十二条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の二十九第二項第一号中「第 第二項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第 とあるのは「電磁的方法(保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。 のは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、「電磁的方法 の二十六第二項中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において 法の特例に関する法律第二十一条の十八第二項」と、商法特例法第二十一条 険業法第五十二条の三第二項二於テ準用スル株式会社の監査等に関する商 法の特例に関する法律」と、「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは「保 険業法第五十二条の三第二項二於テ準用スル株式会社の監査等に関する商 と、「株式会社の監告等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは「保 「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十八条第五項」 || 「項において準用する商法」と、「 同法第二百六十八条第五項」 とあるのは 関する法律」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第 十二条の三第二項二於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に 商法の特例に関する法律」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五 第五十一条第二項において準用する商法」と、「株式会社の監査等に関する と、商法特例法第二十一条の二十五第一項中「商法」とあるのは「保険業法 株予約権付社債申込証」とあるのは「基金拠出申込証若しくは社債申込証」 申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新

おいて準用する商法」と、「承認を得 (第一項前段の規定により当該承認を 第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項に 例法第二十一条の二十八第二項第一号中「第十三条第二項第一号」とあるの 第一項において準用する商法」と、「 電磁的方法」とあるのは「 電磁的方法 例法第二十一条の二十七第三項中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条 項二於テ準用スル株式会社の監告等に関する商法の特例に関する法律第一 する商法の特例に関する法律」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項 中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」 用スル株式会社の監告等に関する商法の特例に関する法律」と、同条第二項 とあるのは「基金拠出申込証若しくは社債申込証」と、商法特例法第二十一 項まで」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条 号」と、商法特例法第二十一条の三十一第三項中「第十六条第二項から第四 は「保険業法第五十九条第一項において準用する第十三条第二項第一号」と とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、商法特 十一条の十八第二項」と、商法特例法第二十一条の二十六第二項中「商法 と、「同法第二百六十八条第五項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項 とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項二於テ準 条の二十五第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項におい あるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十四条第三項第一 商法特例法第二十一条の二十九第二項第一号中「第十四条第三項第一号」と において準用する商法第二百六十八条第五項」と、「株式会社の監要等に関 て準用する商法」と、「株式会社の監験等に関する商法の特例に関する法律」 (保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。以下同じ。)」と、商法特 「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第1 一於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、

準用する商法特例法第十六条第三項の取締役会の決議又は取締役会の委任 項」とあるのは「「第五十一条第二項において準用する同法第二百六十六条 若八」とあるのは「取締役、執行役若しくは」と、「 第二百六十六条第十九 一」と、「取締役若八」とあるのは「取締役若しくは」と、「取締役 七十五条第二項第十三号」とあるのは「保険業法第二十五条第二項第五号の とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項」と、同条第二項中「商法第百 証」とあるのは「基金拠出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」 証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込 百八十三条第二項」と、商法特例法第二十一条の三十三第一項中「株式申込 第二項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二 いっ。以下この条において同じ。)」と、同条第五項中「同法第二百八十三条 条第一項において準用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類を 一第一項中「連結計算書類」とあるのは「連結計算書類(保険業法第五十九 に基づく当該決議に代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十一条の三十 三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において 会ノ委任二基ク当該決議二代フル執行役ノ決定」とあるのは「第五十二条の と、「株式会社の監告等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十 は「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議」 条第二項第七号」と、「第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるの 第四項中「商法第百八十八条第二項第十号」とあるのは「保険業法第二十七 は「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項」と、同条 の報告をした」とあるのは「承認を得た」と、「第十六条第二項」とあるの 規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く。)、又は第一項後段 法第五十九条第一項において準用する商法」と、「 承認を得 (第一項前段の 一第三項二於テ準用スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ決議又八取締役 、執行役

書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証」とあるのは「基金拠 険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第二項」と、 用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいっ。 以下この条にお 代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十一条の三十二第一項中「連結計 得たものとみなされる場合を除く。)、又は第一項後段の報告をした」とある 会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ 五十一条第二項において準用する同法第二百六十六条第十九項」と、「株式 締役、執行役若しくは」と、「「第二百六十六条第十九項」とあるのは「「第 とあるのは「取締役若しくは」と、「取締役、執行役若八」とあるのは「取 号」とあるのは「保険業法第二十五条第二項第五号の二」と、「取締役若八 第五十二条の三第一項」と、同条第二項中「商法第百七十五条第二項第十三 出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」とあるのは「保険業法 算書類」とあるのは「連結計算書類 (保険業法第五十九条第一項において準 第十六条第三項の取締役会の決議又は取締役会の委任に基づく当該決議に 用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する商法特例法 決議二代ブル熱行役ノ決定」とあるのは「第五十二条の三第二項において準 等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第三項二於テ準用 条第一項において準用する第十六条第二項」と、同条第四項中「商法第百八 商法特例法第二十一条の三十三第一項中「株式申込証の用紙、新株引受権証 いて同じ。)」と、同条第五項中「同法第二百八十二条第二項」とあるのは「保 スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ決議又八取締役会ノ委任二基ク当該 のは「承認を得た」と、「第十六条第二項」とあるのは「保険業法第五十九 において準用する商法特例法第十六条第三項の決議」と、「株式会社の監督 「第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは「第五十九条第一項 十八条第二項第十号」とあるのは「保険業法第二十七条第二項第七号」と、

と読み替えるものとする。 と読み替えるものとする。 と読み替えるものとする。

4 (略)

(基金利息の支払等の制限)

の合計額を控除した額を限度として行つことができる。第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額

一 (略)

む。次項において同じ。) 規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含用 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額(第五十七条第二項の

三 (略)

2・3 (略)

(基金償却積立金の積立て)

4 (略)

(基金利息の支払等の制限)

の合計額を控除した額を限度として行うことができる。第五十五条(基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額

一 (略)

む。次項において同じ。) 規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含用 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額(第五十七条第一項の

三 (略)

2・3 (略)

(基金償却積立金)

金額が、同項に定める割合を超えなかったことを証する書面	又はその者の次項において準用する第十七条第四項の内閣府令で定める	三 次項において準用する第十七条第二項の異議を述べた保険契約者の数	証する書画	次項において準用する第十七条第一項の規定による公告をしたことを	それがないことを証する書面	は信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてもその者を害するお	債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しく	債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた	次項において準用する商法第三百七十六条第一項(資本の減少に関する	ほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。	の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類の	には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条(申請書)	3 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の申請書	6)	2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならな	の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。	第五十六条の二 相互会社は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会) ((基金償却積立金の取崩し)	Et l	O(H Co	金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければな	免除を受けた金額に相当する	金償却積立金として積み立てなければならない。	第五十六条 基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基 第
																	(新設)					(新設)	金償却積立金として積み立てなければならない。	第五十六条 基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基

4 主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。 却積立金ノ取崩」と、同条第三項において準用する同法第二百四十九条中「株 十条第一項中「資本減少」とあるのは「基金償却積立金」取崩」と、同条第 ル金額」とあるのは「取り崩スベキ基金償却積立金ノ額」と、同法第二百八 と、「減少スベキ資本ノ額、同項各号二掲グル場合二於ケル其ノ各号二定ム 十六条の二第一項」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩」 と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五 第十項において準用する第十六条の二第二項中「株主」とあるのは「社員」 条第九項中「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、同条 るのは「第一項から第五項まで及び第五十六条の二第五項」と、同項及び同 十八条の二第四項において準用する商法」と、同条第七項中「前各項」とあ は「基金償却積立金の取崩し」と、同条第五項中「商法」とあるのは「第五 あるのは「社員」と、第十七条第一項及び第四項中「資本の減少」とあるの 総会 (総代会を設けているときは、総代会)」と、同条第二項中「株主」と とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、「株主総会」とあるのは「社員 五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社」と、「資本の減少」 の場合において、第十六条の二第一項中「委員会会設置会社」とあるのは「第 の訴え) の規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。 こ ら第十一項まで並びに商法第三百七十六条及び第三百八十条(資本減少無効 二項中「株主」とあるのは「社員」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償 第十六条の二並びに第十七条第一項から第五項まで、第七項及び第九項か

けなければ、その効力を生じない。 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しは、内閣総理大臣の認可を受

(損失のてん補に充てるための損失てん補準備金等の取崩し)

(損失てん補準備金及び基金償却積立金の取崩し)

り崩すことができない。第五十七条 損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取

(基金の募集)

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならなるときは、総代会)の決議により、新たに基金を募集することができる。第六十条 相互会社は、その成立後においても、社員総会(総代会を設けてい

3|・4| (略)

場合を除くほか、取り崩すことができない。第五十七条 損失てん補準備金及び基金償却積立金は、損失のてん補に充てる

する場合でなければ、損失のてん補に充てることができない。

2 基金償却積立金は、損失てん補準備金を損失のてん補に充ててもなお不足

(基金の募集)

額を増加し、新たに基金を募集することができる。第六十条 相互会社は、その成立後においても、その定款を変更して基金の総

(新設)

2 3 (略)

4 第二十三条第一項及び第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十条百七十五条第四項 から第九項まで(株式の申込み)及び第百七十六条(株百七十五条第四項 から第九項まで(株式の申込み)及び第百七十六条(株主の対別)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引要けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引要けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(一項(無効判決の効力)並びに第二百八十条ノ十八第一項(新株配送を引きの無効の訴え)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引要けの無効又は取消しの制限)第二百八十条ノ十二(引要けの無効という)の規定は、第一項の基金の募集について準用する。この場合において、同法第一項(無対の訴訟)が表別の訴訟が表別の対域を表別が対域を表別の対域に対して表別の対域を表別

(基金の償却等)

第八十八条 (略)

織変更を行う場合には、適用しない。

(定款の変更の認可)

れば、その効力を生じない。総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなけ第百二十六条(保険会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主

|--七 (略)

八第二百四十条の五第五項の方針に関する事項

(商法の準用)

記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第三|第百五十一条 商法第三百八十一条から第三百八十五条まで (整理の開始、登|

とあるのは「社員」と読み替えるものとする。とあるのは「社員」と、「株工」と、「株工」とあるのは「拠出者」と、同法第二百八十条ノ九第一項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「扱出者」と、同条第二項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ九第一項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ九第一項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ九第一項中「払込又八現物出資ノと、同法第二百八十条ノ九第一項中「社会のは「規当者」と、同法第二百八十条ノ七年」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ七年」に、「対策」と、「前項各第一項」と、「新株ノ総数」と、「前項各第一項」と、「新株ノ総数」と、「前項各第一項」と、「新株ノ総数」と、「前項各

(基金の償却)

第八十八条 (略)

ない。 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、前項本文の場合には、適用し

(定款の変更の認可)

れば、その効力を生じない。総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなけ第百二十六条 保険会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主

|〜七 (略)

(新設)

(商法の準用)

三| 記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第三|登| 第百五十一条 商法第三百八十一条から第三百八十五条まで (整理の開始、登|

及第四百二十八条」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条二於テ 第三百六十三条 スル第二百八十条ノ十三」と、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七 第二項二於テ準用スル第二百七十七条又八同法第六十条第五項二於テ準用 第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三条 三条第一項、同法第五十一条第二項二於テ準用スル第二百六十六条(第七項 第二項第四項、同法第三十条二於テ準用スル第百九十二条ノ二若八第百九十 とあるのは「保険業法第二十三条第四項二於テ準用スル第百九十二条第一項 六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又八第二百八十条ノ十三ノ二」 第一項第二項第四項、第百九十二条ノニ、第百九十三条第一項、第二百六十 は「前項第一号、第三号」と、同法第三百八十九条第二号中「第百九十二条 権者」と、同法第二百八十六条第二項中「前項第一号乃至第二号」とあるの 険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額ノ十分ノー以上ニ当ル債 又八資本ノ十分ノ一以上二当ル債権者」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以 条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主 互会社を除く。) について準用する。この場合において、同法第三百八十一 び第四百二条 (破産法の規定の準用)の規定は、相互会社 (委員会等設置相 決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百二条(破産手続の開始)及 ら第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の 命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十四条か 第三百八十七条から第三百九十一条まで (処分に関する登記又は登録、検査 百八十六条(第一項第一号を除く。)(整理実行のために裁判所のする処分)) ノニ十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム) 第三百八十条、第四百十五条 上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又八基金(保 第二百八十条ノ十五(第二百十一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム) 第三百七十二条、第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条

及第四百二十八条」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条二於テ 条、第二百八十条ノ十五(第二百十一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム) 第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三条 とあるのは「保険業法第二十三条第四項二於テ準用スル第百九十二条第一項 又八資本ノ十分ノ一以上二当ル債権者」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以 第二百八十七条から第三百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査 百八十六条(第一項第二号を除く。)(整理実行のために裁判所のする処分) 第二百六十三条 スル第二百八十条ノ士ニ」と、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七 第二項二於テ準用スル第二百七十七条又八同法第六十条第四項二於テ準用 第二項第四項、同法第三十条二於テ準用スル第百九十二条ノ二若八第百九十 第一項第二項第四項、第百九十二条ノニ、第百九十三条第一項、第二百六十 は「前項第一号、第三号」と、同法第三百八十九条第二号中「第百九十二条 権者」と、同法第二百八十六条第二項中「前項第一号乃至第三号」とあるの 険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム) ノ総額ノ十分ノー以上ニ当ル債 条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株キ 互会社を除く。) について準用する。 この場合において、同法第三百八十一 び第四百二条 (破産法の規定の準用)の規定は、相互会社 (委員会等設置相 決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百二条(破産手続の開始)及 ら第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の 命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十四条か 三条第一項、同法第五十一条第二項二於テ準用スル第二百六十六条(第七項 六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ士ニ又八第二百八十条ノ十三ノニ ノニ十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百八十条、第四百十五条 上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又八基金(保 第三百七十二条、第三百七十四条ノ十二 (第三百七十四条

於テ準用スル第四百二十八条」と読み替えるものとする。七十三条第一項二於テ準用スル第四百十五条及同法第百八十三条第一項二ノ十五、同法第五十六条の二第四項二於テ準用スル第三百八十条、同法第百準用スル第二百四十七条、同法第六十条第五項二於テ準用スル第二百八十条

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第百八十四条 商法第四百二十一条から第四百五十三条まで(特別清算の開 法 等の規定の準用) の規定は、相互会社について準用する。 この場合にお 於テ準用スル第百九十二条ノニ若八第百九十三条第一項、同法第五十一条第 条第四項二於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第三十条二 八十条ノ十三ノ二又八第四百三十条第二項」とあるのは「保険業法第二十三 条第一項 三条中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノニ、第百九十三 千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第四百五十 五条」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権 とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条二於テ準用スル第二百四十 るのは「又八第六号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五条」 と、同法第四百二十二条及び第四百二十七条中「、第二号又八第六号」とあ いて、同法第四百二十一条第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」 所の処分)、第四百五十五条 (破産手続の開始)及び第四百五十六条 (破産 並びに検査役の報告事項)、第四百五十四条 (第一項第二号を除く。) (裁判 監案景質、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令 算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会、 ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若八三 特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清 第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百

十三条第一項ニ於テ準用スル第四百二十八条」と読み替えるものとする。 ノ十五、同法第百七十三条第一項ニ於テ準用スル第四百十五条及同法第百八準用スル第二百四十七条、同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第百八十四条 商法第四百二十一条から第四百五十三条まで(特別清算の開 始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清 於テ準用スル第百九十二条ノニ若八第百九十三条第一項、同法第五十一条第 条第四項二於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第三十条二 八十条ノ士ニノ二又八第四百三十条第二項」とあるのは「保険業法第二十三 と、同法第四百二十二条及び第四百二十七条中「、第二号又八第六号」とあ 法 等の規定の準用) の規定は、相互会社について準用する。 この場合にお 所の処分) 第四百五十五条 (破産手続の開始) 及び第四百五十六条 (破産 並びに検査役の報告事項)、第四百五十四条 (第一項第二号を除く。) (裁判 監果著員、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令 算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会、 条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百 千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、 同法第四百五十 五条」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権 とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条二於テ準用スル第二百四十 るのは「又八第六号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五条」 いて、同法第四百二十一条第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」 三条中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十二 ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」 とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若八三

するほか必要な技術的読替えは、政令で定める。
百八十二条第一項二於テ準用スル第四百二十条第二項」と読み替えるものと
百八十二条第一項二於テ準用スル第四百二十条第二項」と読み替えるものと
及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三条第二項二於テ準用スル第二百七 二項二於テ準用スル第二百六十六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項

第一節 契約条件の変更第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

(契約条件の変更の申出)

| 「西四十条の二 保険会社(外国保険会社等を含む。第二百四十条の五、第 (対第二百四十条の二 保険会社(外国保険会社等を含む。第二百四十条の六を第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二系において同じ。) の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約(変更対象外契約を除く。)について保険金額の削減その継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約(変更対象外契約を除く。)について保険金額の削減その他の契約条項の変更(以下この節において「契約条件の変更」という。) を行う旨の申出をすることができる。

2

の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、文書をもつ

示さなければならなり。

場合にあっては、日本における保険契約者等

以下この章において同じ。)

保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等(外国保険会社等の

保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ

するほか必要な技術的読替えは、政令で定める。百八十三条第一項二於テ準用スル第四百三十条第二項」と読み替えるものと十七条、同法第六十条第四項二於テ準用スル第二百八十条ノ十三又八同法第及第十九項第三号ヲ除クン 同法第五十三条第二項二於テ準用スル第二百七二項二於テ準用スル第二百六十六条 (第七項第三号、第十項後段、第十一項

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

助设

決議を経なければならなり。

(新設)

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)

項(ある種類の株主の総会)、第二百五十二条第五項(株式交換契約書の承見で、第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議ではいる。 第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議では第二百四十三条(定款変更の決議の方法)、第二百四十五条第二項(開送第二百十一条第二項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)において準用する場合を含む。)、第二百四十六条(ある種類の株主の総会)若しくは第三百七十五条第一項(資本の減少)若しくは第六十九条第二項、第百三十六条第二項、第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議又は第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議又は第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議又は第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議又は第二百四十条の六、株式会社である保険会社における前条第一項の決議又は

議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した場合を含む。)、第四百五条(解散の決議)若しくは第四百八条第四項(合併契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株契約書の承認)において準用する認)(同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する認)(同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する認)(同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する認)(同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する。

株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ

- 仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。があった場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該4 第一項の規定により仮にした決議(以下この条において「仮決議」という。)
- ったものとみなす。
 た場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があた場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があ

- 読み替えるものとする。 準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と 「前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があった場合について
- 同項中「第一項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。 総会」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、経代会)」と、 同項及び第五項中「株主社員(総代会を設けているときは、各総代)」と、 同項及び第五項中「株主者」とあるのは「各別の項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があった場

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

(学) は、第二百四十条の土 保険会社の取締役(委員会等設置会社等にあっては、執行会) は、第二百四十条の五第一項の決議を行うべき日の二週間前(外国保険役) は、第二百四十条の五第一項の公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対するの他の内閣府令で定める書類(第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。)を各営業所又は各事務所(外国保険会社等にあっては、第百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。)を各営業所又は各事務所(外国保険会社等にあっては、第百八十五条第一項に規定する支店等)。

2

を求めることができる。

を求め、又は保険会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付

る保険契約者)は、その営業時間又は事業時間内に限り、

前項の書類の閲覧

保険会社の株主又は保険契約者(外国保険会社等にあっては、日本におけ

(新設)

(保険調査人)

び内閣総理大臣に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければな合において、必要があると認めるときは、保険調査人が調査すべき事項及合において、必要があると認めるときは、保険調査人を選任し、保険調査人第二百四十条の一第三項の承認をした場(

(新設)

は、保険調査人を解任することができる。 内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行っていないと認めるとき

らない。

総理大臣」と読み替えるものとする。
ついて準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣項(管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は、保険調査人に項(管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は、保険調査人に

おいて「被調覧会社」という。)の負担とする。報酬は、第二百四十条の二第一項の保険会社(次条及び第三百十八条の二に報酬において準用する会社更生法第八十一条第一項に規定する費用及び

(保険調査人の調査等)

することができる。
することができる。
することができる。
することができる。
することができる。
することができる。
することができる。
することができる。

の承認をしてはならない。 	(契約条件の変更に係る承認) (契約条件の変更に係る承認) (契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければ があったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 あったものとみなされる場合を含む。)には、当該決議の後、遅滞なく、当 ならない。	2 保険調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 (保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならなり。保険調査人がその職を退いた後も、同様とする。 (保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員が保険調査人の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。 員又は職員が保険調査人の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。
	(新設)	(新設)

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

主義を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。
 主義を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異なり、経営責を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異なり、経営責め、対象件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、

3 前項の期間は、一月を下ってはならない。

ならない。 お者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしては 約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更対象契 に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が変更対象契約 総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約 ならない。

象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対の関係の関係の関係の対象契約者の数又はその者の前項の

(契約条件の変更の公長等)

(新設)

契約条件の変更をしないこととなったときも、同様とする。変更をしたことその他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。第二百四十条の十三 保険会社は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の

を通知しなければならなり。一を通知しなければならなり。一検契約者に対し、当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならなり。一体の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る保

三里

第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の第二節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

「大学の保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険会社の株式の他の保険会社等にあまける保険契約の移転)若しくは当該保険会社に対し、業務の全部若しくおける保険契約の移転)若しくは当該保険会社の株式の他の保険会社等にあっては、日本には一部の停止、合併、保険契約の移転(外国保険会社の株式の他の保険会社若しくは保険持株会社等による取得(第二百四十七条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百年十条の四第四項及び第五項において「合併等」という。)の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあっては、日本に七条の四第四項及び第五項において「合併等」という。)の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあっては、日本にも、日本に所在する財産、次条及び第二百四十六条の二から第二百四十六条の二を第20世界のできる。

(新設)

第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

管理

2・3 (略)

(H)

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条
前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の 用する場合を含む。)、第四百十五条 (合併無効の訴え) (第八十四条第二項 同法第二百八十九条第四項 (準備金の減少に関する準用規定)において準 含む。)、第三百八十条 (資本減少無効の訴え) (第五十六条の二第四項及び 無効の訴え)(同法第二百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を え)、第二百七十二条 (株式移転無効の訴え)、第三百七十四条ノ十二 (分割 第五項において準用する場合を含む。)、第二百六十三条 (株式交換無効の訴 三項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)及び第六十条 む。)、第二百八十条ノ十五 (新株発行の無効の訴え) (同法第二百十一条第 業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決 を行う権利(外国保険会社等を代表する権利にあっては、日本における保険 「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分 命ずる処分」という。) があったときは、当該処分を受けた保険会社 (以下 管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を 議取消しの訴え) (第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含 (第九十六条において準用する場合を含む。)及び第百七十三条第一項にお

じ。) の管理を命ずる処分をすることができる。財産。次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあっては、日本に所在する五項において「合併等」という。) の協議その他必要な措置を命じ、又は保百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の四第四項及び第得(第二百四十七条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二

2・3 (略)

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条が前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の 無効の訴え)(同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を 第四項において準用する場合を含む。)、 第二百六十三条 (株式交換無効の訴 業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決 命ずる処分」という。) があったときは、当該処分を受けた保険会社 (以下 十五条 (合併無効の訴え) (第八十四条第二項 (第九十六条において準用す え)、第三百七十二条 (株式移転無効の訴え)、第三百七十四条ノ十二 (分割 む。)、第二百八十条ノ十五 (新株発行の無効の訴え) (同法第二百十一条第 管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を る場合を含む。) 及び第百七十三条第一項において準用する場合を含む。) 及 含む。)、 第三百八十条 (資本減少無効の訴え) (同法第二百八十九条第四項 三項 (会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)及び第六十条 を行う権利(外国保険会社等を代表する権利にあっては、日本における保険 「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分 (準備金の減少に関する準用規定) において準用する場合を含む。)、 第四百 議取消しの訴え) (第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含

役の権利についても、同様とする。十三条第一項において準用する場合を含む。) の規定による取締役及び執行いて準用する場合を含む。) 及び第四百二十八条 (設立無効の訴え) (第百八

2~5 (略)

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十九条の二 (略)

2 (略)

議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員(総代会を設けているとき第六十二条第二項、第百五十六条の二第二項、第六十条第二項で開発を設定する決議では、第百三十六条第二項若しくは第百四十四条第三項の規定による決議又は項、第百三十六条第二項若しくは第百十五条第一項(第二号を除く。)(営業の譲渡及び3 相互会社である被管理会社における第四十一条若しくは第四十九条にお

する。 る場合を含む。) の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とる場合を含む。) の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とび第四百二十八条 (設立無効の訴え) (第百八十三条第一項において準用す

2~5 (略)

6 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第八十一条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第八十一条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第九十一条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「保険管理人代理」と、同系第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同系第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同系第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同系第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人で関総理大臣の承認」と、同系第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人で関総理大臣の承認」と、同系第一項中「裁判所の許可」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

〔株主総会等の特別決議等に関する特例〕

型||百四十九条の二 (略)

2 (略)

できる。は、総代)の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることがは、総代)の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることが

4~7 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の三 (略)

2~5 (略)

了 12 (略)

第三款合併等における契約条件の変更

(保険契約の移転における契約条件の変更)

る多数をもって、仮にすることができる。

4~7 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第一百四十九条の三 (略)

2~5 (略)

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代格許可」という。)があったときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があったものとみなす。この場合における第十六条の二第一項、第百二十六条の二第一項の第一項の規定の適用については、第十六条の二第一項中「資本の減少の決議に係る株主総会の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百四十九条の三第一項の許可のあった日以後二週間以内の日」と、第百三十六条の二第一項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第二項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、同条第二項の計可のあった日以後二週間以内の日」と、第百三十六条の二第一項中「第一百五十条第四項の規定は、適用しない。まり、第一項から第四項の公告」とあるのは「第一百五十一条第一項中「第一百五十条第四項の規定は、適用しない。

第三款 契約条件の変更

(保険契約の移転における契約条件の変更)

第二百五十条 (略)

2 (略)

- 3 前二項に規定する「特定契約」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 次項の公告の時 (当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

 ととなるものに限る。)

 ととなるものに限る。)

 ととなるものに限る。)

 ととなるものに限る。)
- 払が停止されているものを除く。)を含み、前号に掲げるものを除く。)ているもの(第二百四十条の三の規定による命令により保険契約に係る支において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生し二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約(公告等の時二

4・5 (略)

(保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一条 (略)

「第百二十七条第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保下この項において同じ。) の規定の適用については、第百三十五条第二項中び第百二十七条第四項 (第二百十条第一項において準用する場合を含む。以 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十五条第二項及

第二百五十条 (略)

2 (略)

3

る。) その他の政令で定める保険契約をいう。

「関」項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時にお前、項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時にお前、項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時にお前、項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時におお)

4・5 (略)

、保険契約の移転の公告及び異議甲立てに関する特例)

患 ||百五十||条 (略)

「第百二十七条第一項の公告の時」とあり、及び第百三十七条第四項中「第下この項において同じ。)の規定の適用については、第百三十五条第二項中下部の第百三十七条第四項(第二百十条第一項において準用する場合を含む。以 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十五条第二項及

(合併契約における契約条件の変更)

第二百五十四条 (略)

五十四条第三項」と読み替えるものとする。この場合において、同条第三項第一号中「次項」とあるのは、「第二百2)第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用す

3・4 (略)

(合併の公告及び異議甲立てに関する特例)

第二百五十五条 (略)

第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、同条第四項中「五分の一」とおる第十七条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「当する第十七条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「当立の条第一項の合併をする場合における第百六十六条第二項において準用するが生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により保険金請求権等が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により保険金請求権が出ている。)

るのは「十分の一」とする。

「項の公告の時」とあるのは「第二百五十条第四項の公告の時(当該公告の一項の公告の時」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とあるのは「十分の一」とする。

(合併契約における契約条件の変更)

型 | 百五十四条 (略)

| 条第三項」と読み替えるものとする。| この場合において、|同条第三項中「次項」とあるのは、「第二百五十四| 2 第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用す

3・4 (略)

、合併の公告及び異議申立てに関する特例、

四百五十五条 (略)

第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定において既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十二条第一項の合併をする場合における第百六十六条第二項において準用

3 (略)

(株式の取得における契約条件の変更)

第二百五十五条の二 (略)

五十五条の四第一項」と読み替えるものとする。この場合において、同条第三項第一号中「次項」とあるのは、「第二百2 第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用す

3 (略)

第三節
合併等の手続の実施の命令等

第四節
保険契約者保護機構の行う資金援助等

第五節 雑則

(財務大臣への協議)

とあるのは「十分の一」とする。は、その保険契約に係る支払を停止した時)」と、同条第四項中「五分の一」よりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合にあって

3 (略)

(株式の取得における契約条件の変更)

第二百五十五条の二 (略)

条の四第一項」と読み替えるものとする。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは、「第二百五十五2 第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用す

3 (略)

第一節の二(合併等の手続の実施の命令等

第二節保険契約者保護機構の行う資金援助等

第三節 雑則

(財務大臣への協議)

2 2 第二百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは 第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、 三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する その旨を財務大臣に通知するものとする 三 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令に違反した者 四~七 (略) 三・四 (略) 二第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令 三 第百三十二条第一項、第百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、 一:二 (略) 一·二 (略) (財務大臣への通知) (略) 第二百二十条第一項、第二百三十一条、第二百四十条の三、第二百四十一 (略) を含む。) 十第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めること 七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三 条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項、第二百 条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一 条第一項、第二百四十七条第五項、第二百五十八条第一項、第二百七十一 (略) (略) 第二百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは 2 第二百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに 2 三 六 六 その旨を財務大臣に通知するものとする (新設) 四~七 (略) 二•三 (略) (新設) 一·二 (略) 三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する 三 第百二十二条第一項、第百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条 一:二 (略) (財務大臣への通知) (略) (略) 四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。) 項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第 第二百二十条第一項、第二百二十一条、第二百四十一条第一項 (略) 十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項、第二百七十一条の十八第五 十七条第五項、第二百五十八条第一項、第二百七十一条の六、第二百七十 一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一条の十四、第二百七 (略)

第一品

条の罰金刑の罰金刑の引がら第六号まで、第二百十七条の二又は前三条の名本の罰金刑の

2 (略)

は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき用する商法第四百四十四条第一項の監案委員が、その職務に関し、不正の請会社の保険調査人又は相互会社の検査役若しくは第百八十四条において準第三百二十八条(第三百二十二条若しくは第三百二十三条に規定する者、保険

2・3 (略)

円以下の罰金に処する。収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万第三百三十条(次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を

(略)

本用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第五年の目において準用する同法第二百四十七条第二項若しくは第二百五十二条の規定、第二五十七条第二項若しくは第五十二条の規定、第二五十七条第二項若しくは第五十二条の規定、第二十七条第二項において準用する同法第二百四十七条第二項だとは第二百五十二条の規定、第二十七条第二項第一くは第五十二条の規定、第二十七条第二項第二百四十七条第一項若しくは第二百五十二条の規定、第二十七条第二項において準用する商法第二百四十七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第二十十条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条の規定、第二十二条第二項において準用する場合を含む。)

条の罰金刑第二百十七条第四号から第六号まで、第二百十七条の二又は前三条

2 (略)

2・3 (略)

円以下の罰金に処する。収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万第三百三十条(次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を

(略)

本用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第五年用する同法第二百四十七条第二項若しくは第二百五十二条の規定、第二五十一条第二項若しくは第五十二条の規定、第二五十一条第二項若しくは第五十二条の規定、第二五十一条第二項若しくは第五十二条の規定、第二十一条第二項若しくは第五十二条の規定、第二十一条第二項。第二百六十七条第二項方とは第二百五十二条の規定、第二十一条第二項方とは第二百四十七条第二項方とは第二百五十二条の規定、第二十一条第二項方とは第二百四十七条第二項方とは第二百五十二条の規定、第二五十七条第二項方とは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第二五十一条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第三年、第二十六条第二項において準用する局法第二十一条の二十二条の規定、第三十二条の規定、第二十二条の規定、第二五十二条第二項において準用する場合を含む。)

第二十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八条第二項 準用する同法第三百九十四条第一項の規定による訴えの提起又は第五十 くは第百八十四条において準用する同法第四百五十四条第三項において 条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定若し び第八十四条第二項 (第九十六条において準用する場合を含む。) におい 規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)及 項において準用する同法第二百八十条ノ十五(第二百十一条第三項におい 若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第六十条第五 準用する第五十一条第二項において準用する同法第二百六十七条第三項 て準用する同法第四百二十条第二項において準用する同法第二百六十七 る同法第四百十五条第一項及び第二項の規定、第百八十三条第一項におい る同法第三百九十四条第一項の規定、第百七十三系第一項において準用す において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十二条の て準用する場合を含む。)の規定、第七十三条第三項(第七十六条第五項 十九条第一項において準用する同法第二百九十四条ノ二第四項において の規定による訴訟参加 て準用する同法第四百二十八条第一項の規定、第百八十三条第一項におい て準用する同法第四百十五条第二項の規定、第百五十一条において準用す において準用する場合を含む。) において準用する同法第百八十条第三項 条第二項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法

三·四(略)

2・3 (略)

竪査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第百四十四条第一項に規定す第三百三十三条 保険会社の発起人、取締役、執行役、竪景役、検査役、会計

準用する第五十一条第二項において準用する同法第二百六十七条第三項 準用する同法第三百九十四条第一項の規定による訴えの提起又は第五十 び第八十四条第二項 (第九十六条において準用する場合を含む。) におい 規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)及 の規定による訴訟参加 第二十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八条第二項 くは第百八十四条において準用する同法第四百五十四条第三項において 条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定若し て準用する同法第四百三十条第二項において準用する同法第二百六十七 て準用する同法第四百二十八条第一項の規定、第百八十三条第一項におい る同法第四百十五条第一項及び第二項の規定、第百八十三条第一項におい る同法第三百九十四条第一項の規定、第百七十三条第一項において準用す て準用する同法第四百十五条第二項の規定、第百五十一条において準用す において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十二条の て準用する場合を含む。)の規定、第七十二系第二項(第七十六条第五項 項において準用する同法第二百八十条ノ十五(第二百十一条第三項におい 若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ三第一項の規定、第六十条第四 十九条第一項において準用する同法第二百九十四条ノ二第四項において において準用する場合を含む。) において準用する同法第百八十条第三項 条第二項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法

三・四 (略)

2・3 (略)

緊査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第百四十四条第一項に規定す 第三百三十三条 保険会社の発起人、取締役、執行役、緊責役、検査役、会計

社 る法人でない団体を含む。 第五十四号を除き、以下この項において同じ。) た者を含み、保険議決権大量保有者が法人(第二条の二第一項第一号に掲げ 権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であっ 結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した を日本において代表する者、外国保険会社等と第百九十条第三項の契約を締 会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員 清算人、第二百十一条において準用する第百四十四条第一項に規定する受託 む。)の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者 条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 場合を含む。)並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二 十条第一項及び第四百三十条第二項 (第百八十三条第一項において準用する 五十八条第二項 (第五十一条第二項) 第五十三条第二項並びに同法第二百八 三条第二項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百 三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第百二十 する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百二十条第一項(第百八十 の監案委員、名義書換代理人、社賃管理会社、事務を承継すべき社賃管理会 同法第四百四十四条第一項(第百八十四条において準用する場合を含む。) 九十八条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の管理人、 十一条において準用する場合を含む。) の整理表質、 同法第三百九十七条第 る受託会社、保険管理人、保険調査人、商法第三百九十一条第一項 (第百五 一号 (第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。) において準用 項 (第百五十一条において準用する場合を含む。) の監督員、同法第三百 機構の役員、保険議決権大量保有者(保険議決権大量保有者が保険議決 社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第三 同法第百八十八条第三項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第

四号を除き、以下この項において同じ。) であるときは、その取締役、 び第四百三十条第二項(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。) 項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及 項 (第百五十一条において準用する場合を含む。) の管理人、 同法第四百四 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の職務代行者 並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二条の三第二項に おいて準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二 おいて準用する場合を含む。)において準用する同法第百二十三条第三項に 集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第三項、 十四条第一項(第百八十四条において準用する場合を含む。)の監査委員 十一条において準用する場合を含む。) の監督員、同法第三百九十八条第一 者が法人(第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。 第五十 量保有者 (保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合 国保険会社等と第百九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法 若しくは支配人、 免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、 外 若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十 十七条ノ二の職務代行者、同法第四百二十条第一項 (第百八十三条第一項に ハ十八条第三項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号(第五十 名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者 て準用する場合を含む。)の整理委員、同法第二百九十七条第一項(第百五 る受託会社、保険管理人、商法第三百九十一条第一項 (第百五十一条におい における当該保険議決権大量保有者であった者を含み、保険議決権大量保有 人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大 | | 条の三第||項において準用する場合を含む。) において準用する商法第六 一条において準用する第百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人 同法第百

限りでない。 役、監署役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が保険 以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この る社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円 であった会社を含む。) の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行す 会社を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社 った場合における当該保険持株会社であった会社を含む。)の取締役、執行 る社員又は清算人)、保険持株会社(保険持株会社が保険持株会社でなくな は、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行す おける当該特定主要株主であった者を含み、特定主要株主が法人であるとき 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合に 支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主 (特定主要株主が 株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監督役、代表者、管理人、 主でなくなった場合における当該保険主要株主であった者を含み、保険主要 務を執行する社員又は清算人)、保険主要株主 (保険主要株主が保険主要株 であるときは、その取締役、執行役、監責役、代表者、管理人、支配人、業

| _ _ _ _ (略)

若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、準備金第五項の規定又は第百十二条第二項若しくは第百十五条(これらの規定を一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二一条第一項の規定、第五十四条、第五十六条から第五十七条まで若しくは第九十二

六~七 (略)

又は第六十条第五項若しくは第九十二条の二第二項において準用する商八(第二十三条第四項(第七十七条第三項において準用する場合を含む。)

行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

| _ _ _ (略)

)七 (略)

又は第六十条第四項若しくは第九十二条の二第二項において準用する商八(第二十三条第四項(第七十七条第三項において準用する場合を含む。)

は記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しく若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成法第百七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面

九~二十九 (略)

三十 第百二十二条(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第百九十八条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものと第一項、第二百二十二条第一項、第二百四十一条第二項の規定による命令又は第百二十二条第二項、第二百四十一条第二項の規定による命令(業務の全部又は第百二十二条第三項若しくは第二一年第二項の規定による命令(業務の全部又は第百二十二条第三項若しくは第二十二条(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第百九三十二条(第百九十九条において準用する場合を含む。)

三十一~四十九 (略)

四十九の二 第二百四十条の八第二項の期限までに調査の結果の報告をし

ないとき。

四十九の三(略)

五十一五十八 (略)

2 (略)

は、二十万円以下の過料に処する。第三百三十七条の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合に

受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。一(第二編第十章第四節の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を

(略)

若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成 は記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。 される電磁的記録に記載し、 若しくは記録すべき事項を記載せず、 若しく 法第百七十五条第四項の規定に違反して、 書面を交付せず、 又は当該書面

九·二十九 (略)

三十 第百二十三条(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第百九十条第四項、第二百二十三条第四項、第二百二十三条第四項、第二百四十三条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)、第百九三十 第百二十三条(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第百九三十二条(第五十二条(第五十二条)に違反したとき。

干一~四十九 (略)

(新設)

五十一五十八 (略)四十九の二 (略)

2 (略)

は、二十万円以下の過料に処する。| 第三百三十七条の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合に

受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。一(第二編第十章第二節の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を

一丁七 (略)

船主相互保険組合法 (昭和二十五年法律第百七十七号)

改正案	現行
(事業停止及び強制管理命令)	(事業停止及び強制管理命令)
第五十二条 (略)	第五十二条 (略)
2 保険業法第二編第十章第二節第二款 (第二百四十六条から第二	2 保険業法第二編第十章第一節第二款 (第二百四十六条から第二
百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四	百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四
までを除く。) (業務及び財産の管理)の規定は、前項の業務及	までを除く。)(業務及び財産の管理)の規定は、前項の業務及
び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合に	び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合に
おいて、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読	おいて、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読
み替えるものとする。	み替えるものとする。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)

正 案

改

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第百九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、 会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲 変更した後の株式会社 (以下この章において「組織変更後の株式 る行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を 計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げ 更生

一 分 五 (略) げる行為を行うことができない。

基金償却積立金の取崩し

七 (略)

2

(略)

(事業の譲渡等)

第二百六十二条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手 代会を設けているときは、 めなければならない 続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会(総 総代会)の決議が必要となる事項を定

— { 四 (略)

基金償却積立金の取崩し

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

現

行

第百九十七条 変更した後の株式会社 (以下この章において「組織変更後の株式 る行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を げる行為を行うことができない。 会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲 計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げ 更生手続開始後その終了までの間においては、 更生

一 5 五 (略)

(新設)

六 (略)

2 (略)

事業の譲渡等)

第二百六十二条 次に掲げる行為に関する条項においては、 代会を設けているときは、 めなければならない。 続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会(総 総代会)の決議が必要となる事項を定 更生手

一

四 (略)

(新設)

(基金の募集)

事項を定めなければならない。第二百六十三条(基金の募集に関する条項においては、次に掲げる

一 保険業法第六十条第三項第二号に掲げる事項

二・三 (略)

(基金償却積立金の取崩しに関する特例)

崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六条の第三百二条の二 更生計画において更生会社の基金償却積立金の取

二第四項の規定は、適用しない。

(基金の募集に関する特例)

第三百三条 (略)

2・3 (略)

五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第五年第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金

(非訟事件手続法の特例)

八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

わらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とす件については、非訟事件手続法第百二十六条第一項の規定にかか第三百十七条(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事

ತ್ಯ

(基金の募集)

事項を定めなければならない。第二百六十三条 基金の募集に関する条項においては、次に掲げる

保険業法第六十条第二項第二号に掲げる事項

二・三 (略)

(新設)

(基金の募集に関する特例)

第三百三条 (略)

2・3 (略)

八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条爿十条第四を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第四4 第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金

(非訟事件手続法の特例)

(略)

規定する事件

現定する事件

現定する事件

現定する事件

現定する事件

別定する事件

一 (略)

規定する事件 現生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立する 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立する 要生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立する 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立する し

- 39 -